

林野火災注意報・警報発令対象期間の火災状況について

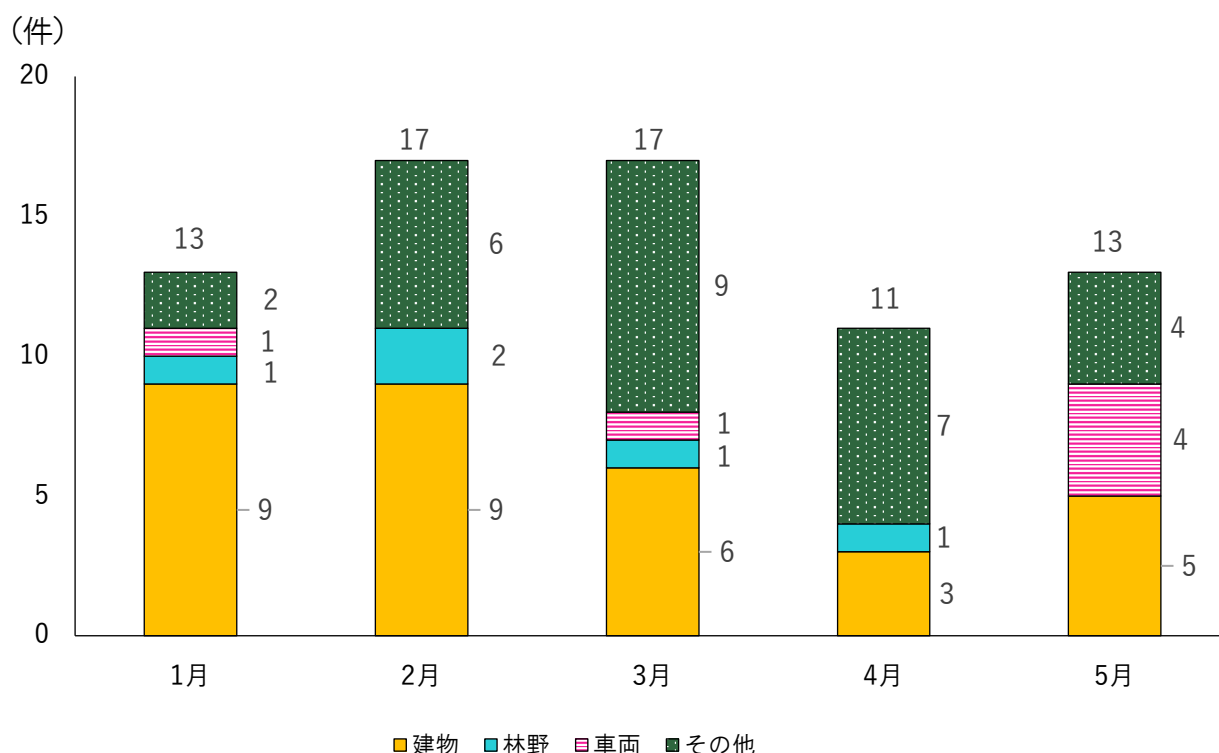
2026年1月1日から5月31日までの林野火災注意報・警報の発令期間が終了しました。本組合管内で発令対象期間及び発令中に発生した火災件数やたき火等の焼却行為との関連状況を取りまとめましたのでお知らせします。

※集計期間 2026年1月1日から5月31日まで
 ※発令地域 郡山市（湖南町を除く）、郡山市（湖南町）、田村市、三春町及び小野町
 ※小数点以下第二四捨五入

■ 月別火災件数と火災種別について

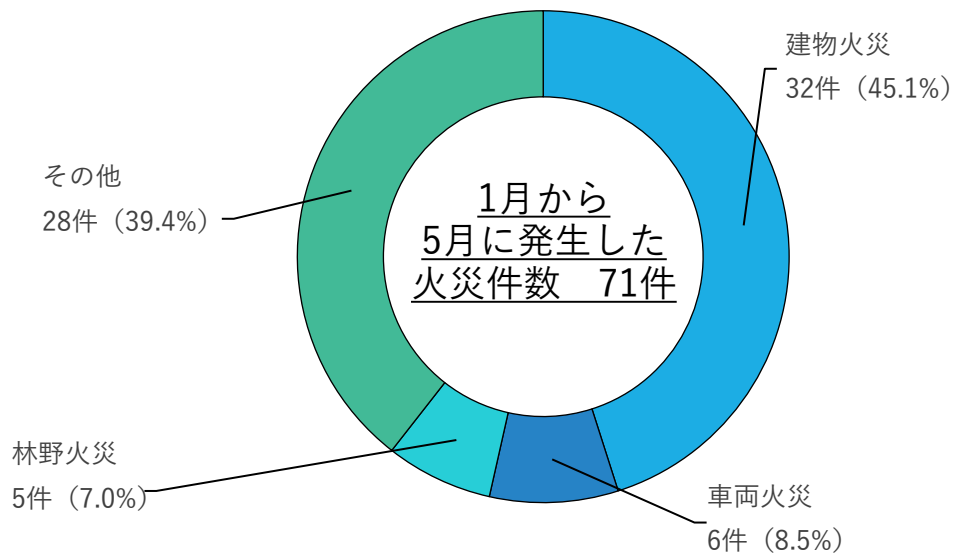
本組合管内で発令対象期間に発生した月別火災件数をみると71件の火災が発生しており、2月、3月で17件（23.9%）と最も多く、次いで、1月、5月が13件（18.3%）、4月が11件（15.5%）となります。

なお、林野火災をみると、2月が2件（2.8%）で最も多く、1月から4月の期間で5件（7.0%）発生しています。



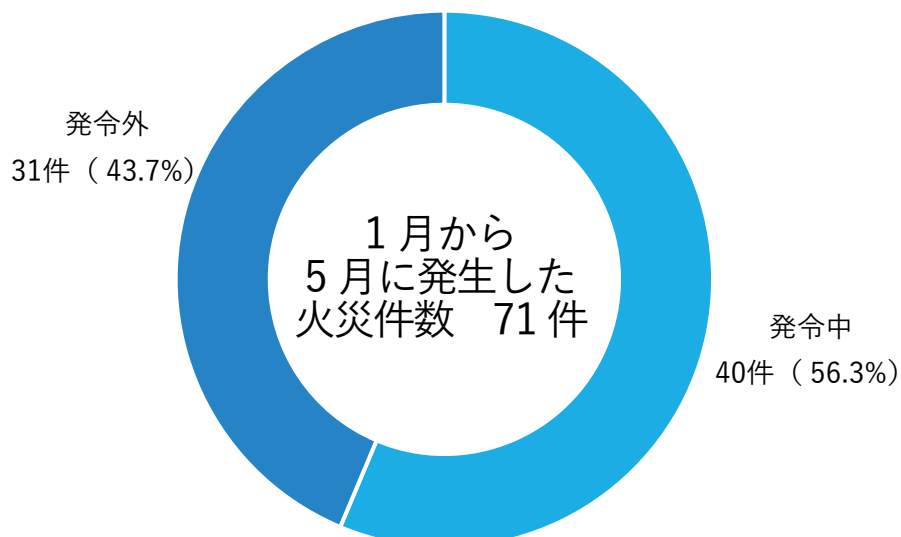
■ 火災種別について

発令対象期間に発生した火災種別については、建物火災が最も多く 32 件 (45.1%) 次いで、その他火災が 28 件 (39.4%)、林野火災が 5 件 (7.0%)、車両火災が 6 件 (8.5%) となります。



■ 発令対象期間の火災について

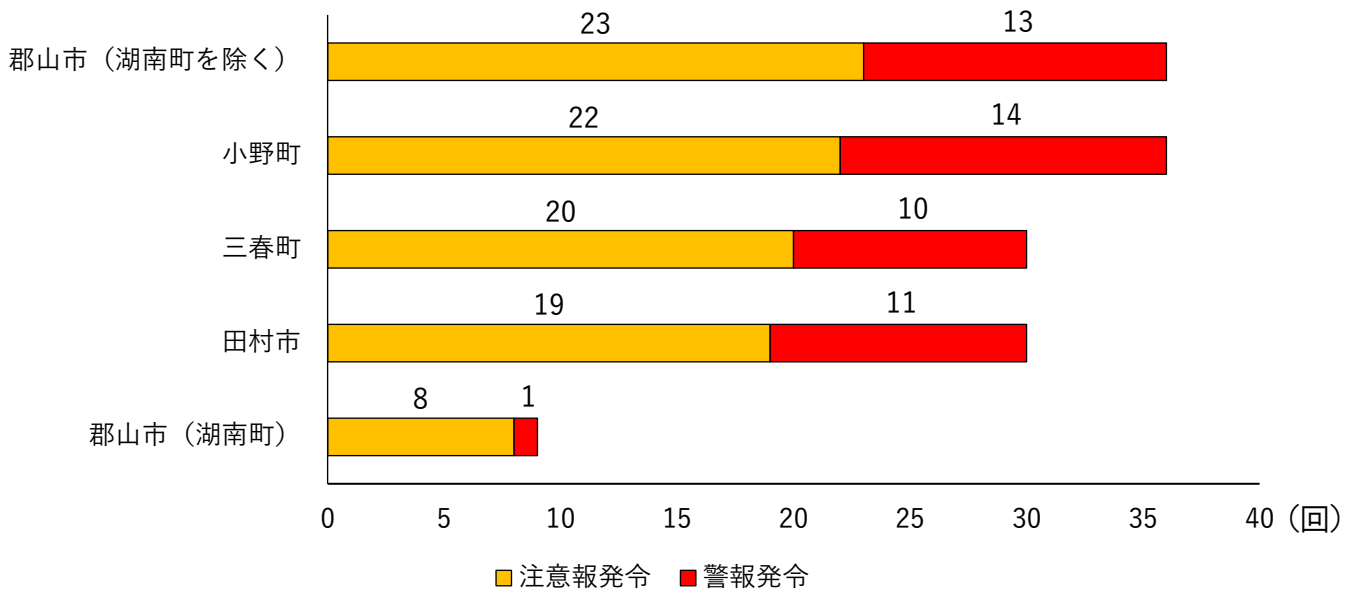
林野火災注意報・警報発令中に発生した火災は 40 件 (56.3%)、発令外に発生した火災は 31 件 (43.7%) と発令中に発生した件数が半数以上を占めています。



■ 2026年の林野火災注意報・警報の発令状況について

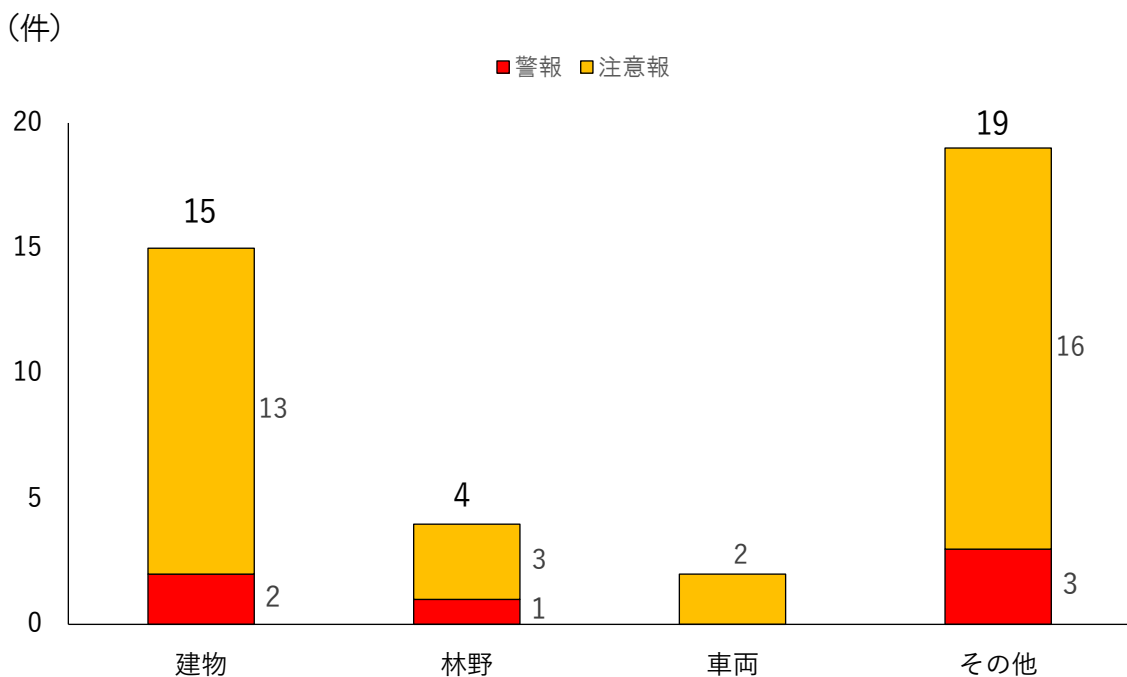
発令対象期間の注意報発令回数は、郡山市（湖南町を除く）が最も多く23回、最も少ない発令回数は郡山市（湖南町）の8回となります。警報発令回数は小野町が最も多く14回、最も少ない発令回数は郡山市（湖南町）の1回となります。

2026年に発令した注意報は計92回（通算のべ225日間）、警報は計49回（通算のべ42日間）発令しました。



■ 林野火災注意報・警報発令中の火災発生状況と火災種別について

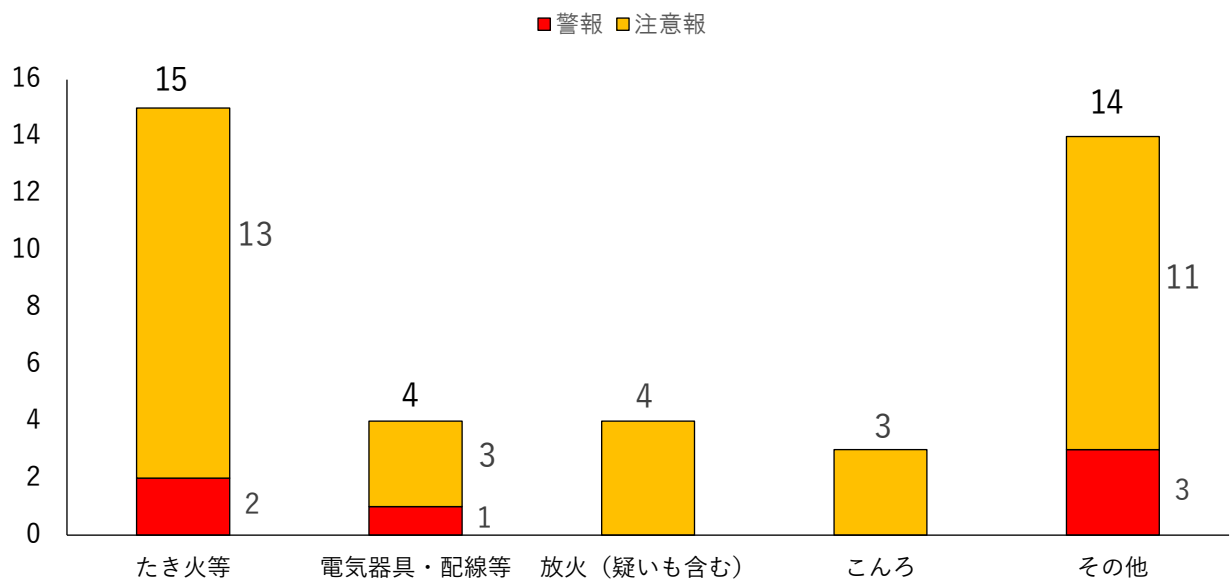
林野火災注意報・警報発令中の火災件数は40件で、注意報34件、警報6件となります。発令中に最も多かった火災はその他火災が19件（47.5%）、次いで建物火災が15件（37.5%）、林野火災が4件（10.0%）、車両火災が2件（5.0%）となります。



■ 発令中に発生した火災原因について

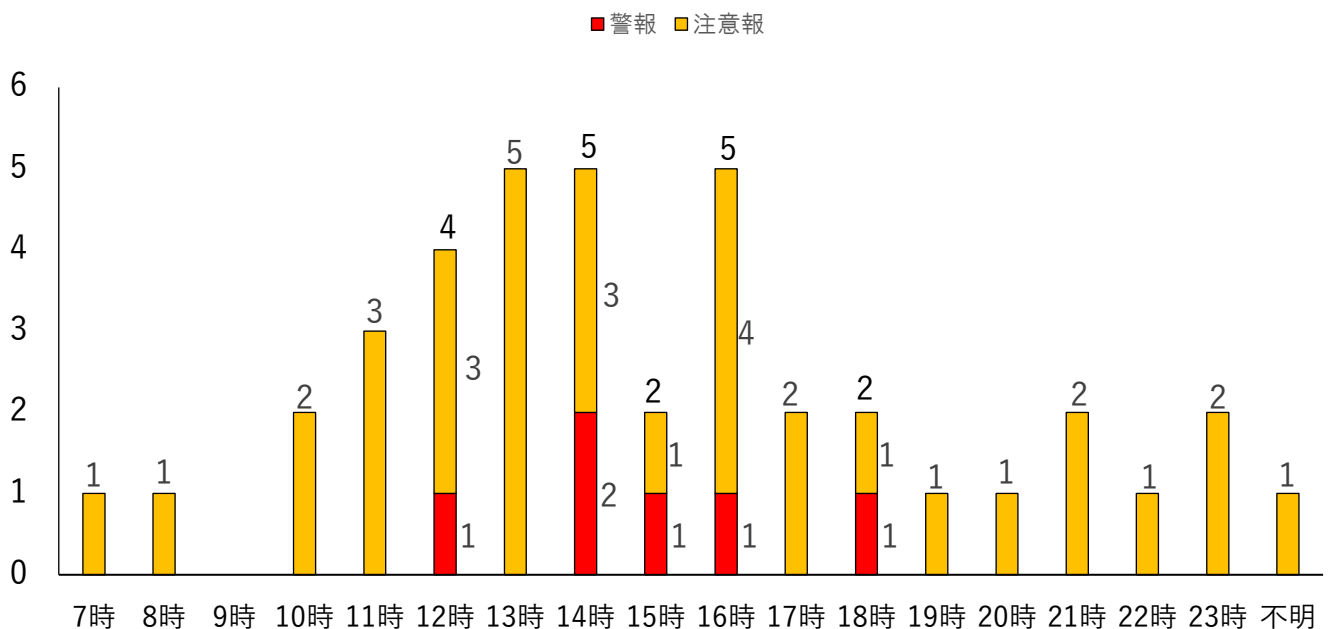
林野火災注意報・警報発令中に発生した40件の火災原因について（その他及び不明・調査中を除く）、最も多いのは、たき火等の焼却行為が15件（37.5%）、次いで電気器具・配線等が4件（10.0%）、放火・放火疑いが4件（10.0%）、こんろが3件（7.5%）となります。

なお、たき火等の焼却行為については、林野火災注意報発令中に13件、林野火災警報発令中に2件発生しています。



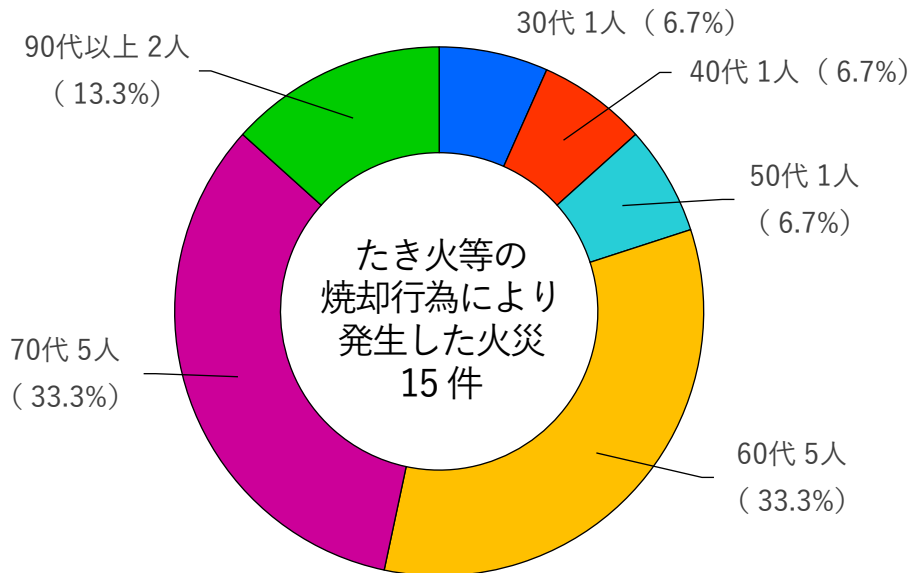
■ 発令中に発生した火災の発生時間帯について

林野火災注意報・警報発令中に発生した40件の火災の発生時間帯についてみると13時から16時までの時間帯が最も多く17件（42.5%）であることが分かりました。



■ たき火等の焼却行為を行った年代について

林野火災注意報・警報発令中に、たき火等の焼却行為で発生した15件の火災の行為者を年代別で見ると、60代と70代が5名（33.3%）と最も多く、次いで90代以上が2名（13.3%）となります。60代以上が12名（80%）と全体の8割を占めています。



■ たき火等の焼却行為による火災予防の徹底

焼却行為は、風にあおられ延焼拡大することにより火災につながりやすいことから、危険性を再認識するとともに、焼却を自粛するなど住民の皆さん一人ひとりの行動と家族や地域での声掛けが重要です。

(1) ごみ等の焼却について

家庭や事業所等でのごみ等の焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。ごみ等は、各自治体のルールに従い処分しましょう。

(2) 農業の一環として行われる火入れについて

郡山地方広域消防組合火災予防条例に基づき、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」を消防署・各分署等に届け出たうえで、以下の点に注意して行ってください。

- 周囲に建物や燃えやすい物がある場所では行わない。
- 水バケツや消火器など、消火の準備をする。
- 焼却中はその場を離れない。
- 焼却は小分けにして行う。
- 焼却後は確実に消火し、火種がないことを確認する。
- 風が強い時は行わない。

- 林野火災注意報・警報発令時は、たき火等を行わない。
林野火災警報発令時のたき火等は罰則の対象になる場合があります。

■ 罰則について

林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められていることから、引き続き警察等捜査機関と連携しながら対応してまいります。